［略］

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.956 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.028、2 級地の市町村にあつては 0.025、3 級地の市町村にあつては 0.025、4 級地の市町村にあつては 0.019、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.280）× 0.090 ＋ 0.910 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.280 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［略］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 8.31）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.340 を超えるときは 3.340 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［略］

c　令和４年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平

［同左］

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.955 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.030、2 級地の市町村にあつては 0.026、3 級地の市町村にあつては 0.026、4 級地の市町村にあつては 0.020、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.097 ＋ 0.903 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［同左］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 8.21）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［同左］

c　令和３年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平